

<別紙>

営繕工事における週休2日工事の評価の運用について（R7.4.1以降起工分に適用）

R7.1. 改定

◎対象

長崎県の営繕工事における週休2日促進工事試行要領により試行対象として発注した工事を対象とする。

◎工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表の取扱い

○（主任監督員） 別紙一1-2① 2.施工状況 II.工程管理 において、以下の項目で評価する。

別紙一1-2①		工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表					(主任監督員)					
審査項目	種別	a		b		c		d		e		
2. 施工状況	Ⅱ. 工程管理	☐ 工程管理が優れている		☐ 工程管理が良好である		☐ 工程管理が適切である		☒ 工程管理がやや不適切である		☐ 工程管理が不適切である		
評価対象項目とする場合は、その口をチェックする。 また、その内容が実施されている口は右の口をチェックする。 (必ず評価項目)		「評価対象項目」 ① ☒ 実施工程表が工事着手前に提出され、関連工事との調整も適切に行っている。 ② ☒ 現場での工程管理を詳細工程表やパソコン等を用いて、日常的に把握している。 ③ ☒ 工程のフォローアップを実施し、請負者の責による関連工事及び入居者等に對し、影響を及ぼす工程の遅れがない。 ④ ☒ 現場または施工条件の変更への対応が積極的で、迅速である。 ⑤ ☒ 工程に関する各種制約等があるにもかかわらず、工期内にスムーズに作業を行っている。 ⑥ ☒ 請負者の責による遅延や休日の作業がない。 ⑦ ☒ 休日・代休の確保を行っている。→週単位の週休2日を達成した場合に評価する。 ⑧ ☒ 近隣住民（入居者等を含む）との調整を積極的に行い、円滑な工事進捗を行っている。 ⑨ ☒ 「施工プロセス」チェックのうち、工程管理について文書通知が無い。または文書通知に対する改善が速やかに実施されている。 ⑩ ☒ その他理由：月単位の週休2日を達成した。							☐ 工程管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。		☐ 工程管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。	
		該当項目が90%以上..... a 該当項目が80%以上90%未満..... b 該当項目が60%以上80%未満..... c 該当項目が60%未満..... d							上記該当があれば..... d		上記該当があれば..... e	
		1) 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は左の口を空白とする。 2) 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。 3) 評価率（29%）=（2）評価数／（7）対象評価項目数×100										

⑦ ☒ ☒ 休日・代休の確保を行っている。 ※通期の4週8休以上で評価（4週7休以下は評価しない。）

⑩ ☒ ☒ その他理由：月単位で週休2日を達成した。 ※月単位の4週8休以上で評価

○（主任監督員） 別紙一1-2②・③ 5.創意工夫 I.創意工夫 において、以下の項目で評価する。

5. 創意工夫 【軽微なもの】	I. 創意工夫 キーワード評価	●その他
当運用しない 【新技術活用】		＜新技術活用＞※新技術に関する下記6項目での加点は最大3点とする。 以下の項目の評価にあたっては、活用効果調査表の提出が不要な場合を除き、発注者及び受注者の双方による全ての活用効果調査表、新技術活用計画書・実施報告書等を確認した上で評価する。ただし、加点対象は受注者側から新技術活用を提案した場合のみとし、発注者が指定し活用した場合は加点措置を行わないものとする。 （該当技術数：）NETIS登録技術のうち、事後評価未実施技術または事後評価で「有用とされる技術」と評価された技術を活用し、活用の効果が相当程度確認できた。（3点） （該当技術数：）NETIS登録技術のうち、事後評価未実施技術または事後評価で「有用とされる技術」と評価された技術を活用し、活用の効果が一定程度確認できた。（2点） （該当技術数：）NETIS登録技術のうち、事後評価未実施技術または事後評価で「有用とされる技術」と評価された技術を活用し、活用の効果が従来技術と同程度である。（1点） （該当技術数：）NETIS登録技術のうち、事後評価実施済み技術（「有用とされる技術」を除く）を活用し、活用の効果が相当程度確認できた。（2点） （該当技術数：）NETIS登録技術のうち、事後評価実施済み技術（「有用とされる技術」を除く）を活用し、活用の効果が一定程度確認できた。（1点） ※ここで「有用とされる技術」とは、「公共工事における新技術活用システム」実施要領で定める「活用促進技術」、「推奨技術」、「準推奨技術」、「評価促進技術」等をいう。 ※複数の技術評価にあたっては、活用した技術数に応じ複数の評価項目を選択することを可能とするが、最大3点の加点とする。複数の技術が同一の評価項目に該当した場合、該当技術に対し各項目の加点数を掛け合わせたものを評価点数とするが、この場合も最大3点の加点とする。 ＜その他＞ ☒ その他理由：月単位の週休2日を達成した。
		詳細評価内容： 月単位で4週8休以上を達成した。
		採点：1点

☒ その他理由：月単位の週休2日を達成した。 ※月単位の4週8休以上で評価

○（担当課長） 別紙一1-3① 2.施工状況 II.工程管理 において、以下の項目で評価する。

別紙一1-3①		工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表					(担当課長)					
審査項目	種別	a		b		c		d		e		
2. 施工状況	Ⅱ. 工程管理	☐ 工程管理が優れている		☒ 工程管理が良好である		☐ 工程管理が適切である		☐ 工程管理がやや不適切である		☐ 工程管理が不適切である		
該当する項目の口をチェックする。		●下記の該当項目をチェックしたうえで上欄にて総合評価を行うこと。										
	①	□ 現場又は施工条件の変更等による工期的な制約がある中で、余裕をもって工事を完成させた。					□ 自主的な工程管理がなされず、監督職員が文書注意を行った。					□ 請負者の責により工期内に完成できなかった。
	②	■ 諸障又は同一現場の他工事等との積極的な工程調整を行い、トラブルを回避した。										□ 工程管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
	③	■ 近隣住民（入居者等を含む）調整を積極的に行い、トラブルも少なく、工期内に工事を完成させた。										
	④	■ 配置技術者（現場代理人等）の積極的な工程管理の姿勢が見られた。					一ヶ月単位で週休2日を達成した場合にも評価する。					
	⑤	■ その他理由：月単位で週休2日を達成した。					上記該当があれば…… d					上記該当があれば…… e
※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断してa, b, c, d, e 評価を行う。												
1 0 8 評価 = 5												

④ ☒ 配置技術者（現場代理人等）の積極的な工程管理の姿勢が見られた。 ※月単位の4週8休以上で評価（注意）週休2日達成以外の理由で評価することは可能です。

⑤ ☒ その他理由：月単位で週休2日を達成した。

※月単位の4週8休以上で評価